

本館ほか冷暖房設備運転監視業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和5年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者と受託者で協議する。

2 運転監視業務の対象範囲

庁舎に設置されている冷暖房及び換気設備

3 委託場所

- (1) 所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号
県庁本館、附属棟及び1号館
※県庁1号館2階は除くものとする。
- (2) 所在地 宮崎市橘通東1丁目9番10号
県庁3号館
- (3) 所在地 宮崎市旭1丁目3番6号
県庁7号館
- (4) 所在地 宮崎市宮田町1番6号
県庁8号館
- (5) 所在地 宮崎市橘通東1丁目9番18号
県庁5号館及び防災庁舎

4 業務内容

<運転監視の期間及び運転時間>

(1) 運転期間

ア 冷房試運転	令和8年 5月28日から令和8年 5月29日まで
イ 冷房運転	令和8年 6月 1日から令和8年10月 9日まで
ウ 冷房運転予備期間	令和8年10月13日から令和8年10月23日まで
エ 暖房試運転	令和8年11月19日から令和8年11月20日まで
オ 暖房運転	令和8年11月24日から令和9年 3月 5日まで

・「宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）」第2条に規定する県の休日を除くものとする。

(2) 運転時間

- ア 平日 冷房運転 8時30分から17時15分まで
(令和8年6月 1日～令和8年 6月30日)
7時30分から18時15分まで
(令和8年7月 1日～令和8年10月 9日)
- 暖房運転 8時30分から17時15分まで
- イ 冷房運転予備期間については、気温が夏日を超えて暑いことが想定される際には運転を行う場合があり、追加で運転を行う日数に応じて変更契約を行うこととする。
- ウ 上記時間以外の冷暖房運転の必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議する。

<シーズンインの点検> ※パッケージ形空気調和機は除くものとする。

(全庁舎共通)

各階の還気口及び吹出口(執務室、給湯室、トイレ等)の清掃及びダンパー点検
(本館、1号館、3号館及び防災庁舎)

- (1) 空調機及びファンコイルのフィルター清掃(洗浄)
- (2) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (3) 冷温水管及び冷却水管のエア抜き及びストレーナー清掃点検
- (4) 冷却塔及び膨張タンクの清掃及び水入替え
- (5) 冷暖房設備の操作盤及び電動機の絶縁抵抗測定

<運転保守管理業務>

(本館、1号館、3号館及び防災庁舎)

- (1) 日常の巡視点検
- (2) 運転監視(防災庁舎のみ空調の起動設定業務含む)
- (3) 温度測定(室内、外気)
- (4) 運転日誌の作成及び提出
- (5) 運転監視上の事故発生に対応する応急処置及び軽微な修理
- (6) 冷却塔の清掃、水入替え及び薬剤投与(月1回、冷房シーズン)
※投与回数変更の場合は別途協議
- (7) 冷却塔への補給水の検針記録(月1回、冷房シーズン)
- (8) 空調設備の運用上必要な調整清掃

(附属棟、5号館、7号館、8号館)

- (1) 運転監視(空調の起動設定業務含む)
- (2) 温度測定(室内、外気)
- (3) 運転日誌の作成及び提出

<シーズンオフの点検>

- (1) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (2) 来期に備え、部品交換及び分解点検の必要な箇所について報告する。

<配置技術者の資格>

- (1) 冷凍機運転 不要
- (2) ボイラー運転 不要
- (3) 危険物取扱 不要

<共通事項>

- (1) 点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (2) 保全業務に要する以下の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
 - ウ ファンベルト及びパッキン類
- (3) 点検の結果、(2)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。